

IV 資料

1 施設概要

所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下1丁目5番25号
 敷地面積 1,007.52㎡
 建物面積 496.17㎡
 延床面積 464.96㎡
 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 主な面積 展示室 93㎡
 画室 28㎡
 映像コーナー 16㎡
 ホール・休憩コーナー 228㎡

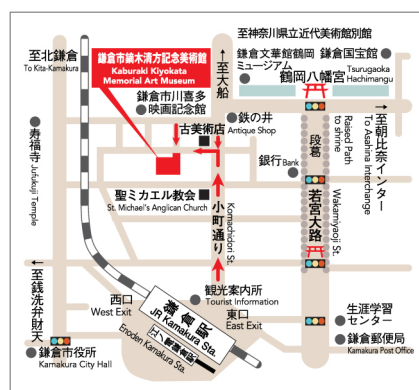


2 利用案内

開館時間 午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）
 休館日 月曜日（祝日の場合は開館し、翌平日を休館）
 年末年始 展示替期間など

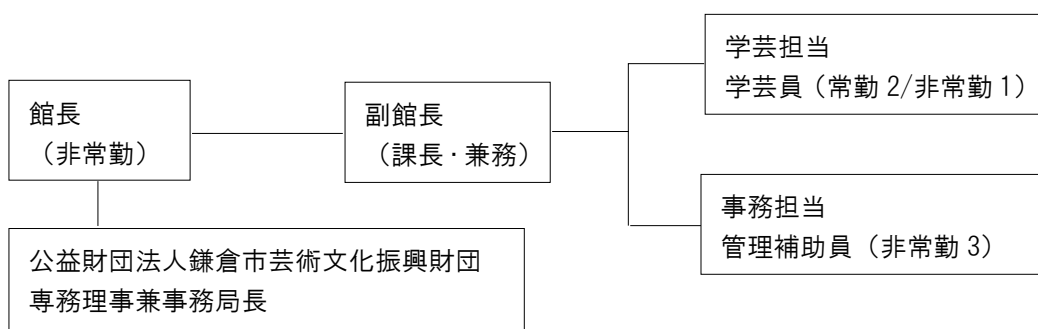
観覧料 企画展 一般 300円（210円）
 小・中学生 150円（100円）
 特別展 一般 450円（310円）
 小・中学生 220円（150円）
 ※（ ）内は20名以上の団体料金

交通案内 JR横須賀線・江ノ電「鎌倉駅」下車、小町通りを北に徒歩7分左折



3 組織及び職員名簿

令和5年3月31日現在



職員名簿

館長	眞室佳武
専務理事兼事務局長	岡林馨
副館長	箕輪智子
学芸員	今西彩子 小林美香 鏑木祐子
管理補助員	安斉節子 伊東真由子 滝本素子

4 入館者数

※表の網掛け部分は特別展

展覧会名	会 期	日数	入館者数	人/日
美しきおもかげ —物語の女性たち—	令和4年4月14日～5月18日	31	2,386	77
日本画の美 —清方とゆかりの画家たち—	令和4年5月21日～6月26日	31	2,886	93
夏から秋へ —季節のよそおい—	前期:令和4年7月2日～8月7日 後期:令和4年8月11日～9月11日	60	2,896	48
渡辺省亭生誕170年記念 鏑木清方と渡辺省亭 —江戸画人の水脈—	令和4年9月15日～10月19日	31	2,889	93
清方の大正時代 —至上の美を求めて—	令和4年10月22日～11月27日	31	2,372	77
冬の輝き —美人画と押絵羽子板—	令和4年12月2日～ 令和5年1月9日	29	2,015	69
うつりゆく時代を見つめて —江戸から東京へ—	令和5年1月14日～2月26日	38	1,937	51
花咲くよろこび —清方が描いた花々—	令和5年3月3日～3月31日 (4月9日まで継続開催)	25	1,818	73
令和4年度計		276	19,199	70

5 美術館設置条例

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例

(平成10年3月20日 条例第18号)

改正 平成15年12月10日条例第11号

平成17年7月4日条例第6号

平成23年12月27日条例第16号

平成26年3月31日条例第26号

平成26年3月31日条例第27号

令和3年12月23日条例第17号〔鎌倉国宝館条例等の一部を改正する条例〕

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鏑木清方の業績を永く後世に伝えるとともに、市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、鎌倉市鏑木清方記念美術館(以下「美術館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎌倉市鏑木清方記念美術館	鎌倉市雪ノ下一丁目5番25号

(事業)

第3条 美術館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鏑木清方に関する美術品及び美術資料等(以下「鏑木美術品等」という。)の収集、保管、展示及び利用
- (2) 鏑木美術品等の調査及び研究
- (3) その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる美術館の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 美術館の利用の承認等に関する業務
- (2) 美術館の施設及び設備並びに鏑木美術品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日に臨時に開館し、または臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 美術館を利用しようとする者(鏑木美術品等を観覧しようとする者を除く。)は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり美術館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。
 - (1) 美術館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他美術館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の支払)

第8条 前条第1項の承認を得た者又は美術館において鏑木美術品等を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

- 2 利用料金は別表第1に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(鑄木美術品等の特別利用)

第11条 美術館が保管し、又は展示している鑄木美術品等を学術研究、他の美術館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 鑄木美術品等の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 美術館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他市長が適当でないとき。

(特別利用料)

第11条の2 前条第1項の承認を得た者は、特別利用に係る料金(以下「特別利用料」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 特別利用料は、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(特別利用料の減免等)

第11条の3 第9条及び第10条の規定は、特別利用料の減免及び返還について準用する。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

- (1) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 美術館の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。
- (6) 美術館の役割を適切に担えること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において別に規則で定める日から施行する。

(平成10年3月規則第40号により同年4月17日から施行)

付 則(平成 15 年 12 月 10 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年 7 月 4 日条例第 6 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条中「ついで」を「関し」に改め、同条を第 15 条とし、第 11 条の次に次の3条を加える改正規定(指定管理者の指定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 16 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

6 この条例の施行前に第2項の規定による改正前の鎌倉市スポーツ施設条例、第4項の規定による改正前の鎌倉市文学館条例及び前項の規定による改正前の鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、それぞれ改正後の鎌倉市スポーツ施設条例、鎌倉市文学館条例及び鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

付 則(平成 26 年 3 月 31 日条例第 26 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 31 日条例第 27 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

5 第4条の規定による改正後の鎌倉市鏑木清方記念美術館条例第8条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の利用又は観覧に係る料金について適用し、施行日前の利用又は観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1(第8条)

1 美術館の利用に係る利用料金の上限額

業として行う写真撮影等	1時間につき 15,420 円
-------------	-----------------

備考 利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 観覧に係る利用料金の上限額

区分	企画展		特別展	
	個人	団体(20人以上)	個人	団体(20人以上)
一般	1人につき 300 円	1人につき 210 円	1人につき 450 円	1人につき 310 円
小学生及び中学生	同 150 円	同 100 円	同 220 円	同 150 円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

別表第2(第11条の2)

特別利用料の上限額

区分	金額
熟覧	1点につき 1,500 円
撮影	同 7,000 円
原版使用	